

山鹿市立山鹿中学校「いじめ防止基本方針」

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校の基本方針

すべての教職員等が、「いじめは絶対に許さない」という共通理解のもと、いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという認識をもつ中で、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。また、「生徒と向き合う時間」を大切にする中で、生徒をきめ細かく見守る体制を常に意識し、日々の教育活動を通じて豊かな人権感覚を育てる教育実践を組織的に展開する。

いじめ防止に向けた具体的な取組

課題

- 自分の気持ちをコントロールすることや、適切なあいさつができない、授業中の私語がある、不適切な言葉遣い（冷やかしやからかい）があるなどの集団規律等に課題がある。
- SNSメディア機器の普及により、中学生としての生活習慣（学習や睡眠時間）が乱れたり、交友関係が複雑化し見えづらくなったりしている。情報モラルの低さからトラブルになる。
- 学校評価アンケート（生徒回答）では、「いじめや差別を許さない学校の雰囲気」の数値が低下傾向である。

取組

～未然防止のための積極的な生徒との関わり合い～

- (1) **自他の人権を大切にする**授業や行事等の充実（誰もが居心地のいい学級・学校づくりに向けて）
 - 鶴城中と山鹿中の統合における新生山鹿中学校の2年目にあたり、さらに職員間での情報の共有及び、報告・連絡・相談を密にする。
 - 全教科・領域を通し人権が尊重される授業づくり（支持的風土を土台、学びのUD化）
 - いじめ防止に向けた職員研修の充実と、コーチングを用いた生徒との信頼関係づくり
 - 各学級の努力実践目標を明確にし、いじめ防止に向けたクラス会議等を行い、**実践を評価し指導の改善を図る。**
- (2) 人権教育の充実
 - 相手の傷つくような言動を絶対に許さないことを目指した人権学習の実施
- (3) 豊かな心を育む教育の充実
 - 地域教材や地域人材、熊本の心を活用した道徳の授業
 - 命を大切にする教育の実施（「交通安全」「食育」「環境教育」「性に関する指導」）
- (4) 生徒会の主体的な活動（いじめゼロ、SNSについて）
- (5) 保護者・地域への啓発
- (6) 幼保・小・中の連携（SNS等の諸課題等の情報交換と共通理解）

山鹿中学校人権宣言五カ条

- 一 私たちはいじめや差別を許しません
- 一 私たちはお互いに人の気持ちを考えて行動します
- 一 私たちは正しいことを正しいと言える勇気を持ちます
- 一 私たちは協力し、信頼しあえるなかまづくりをします
- 一 私たちはみんなが仲良く過ごせる山鹿中学校を目指します

早期発見に向けた取組み

1 実態把握

○全職員での日常的な観察 ○学校生活アンケート(いじめについての項目を新設)

○職員間の情報の適切な共有 ○問題行動等のデータ化 ○教育相談 ○教師の気づき力アップ

2 家庭・地域・関係機関との連携・連絡 ○登下校指導の充実 ○情報モラルやネット依存の啓発

3 外部講師によるいじめ防止の研修会と SNS 研修会の実施

○生徒会や委員会を中心に SNS 使用 5 カ条の設定

いじめを発見した場合の対処

情報収集

- ・教職員、生徒、保護者、地域住民から情報を集める。事実を明らかにする。
- ・山鹿市教育委員会へ連絡し、いじめ防止対策会議を速やかに行う。

指導・支援体制

- ・教職員で役割分担し、指導・支援体制を組む。

生徒への指導・支援者との連携

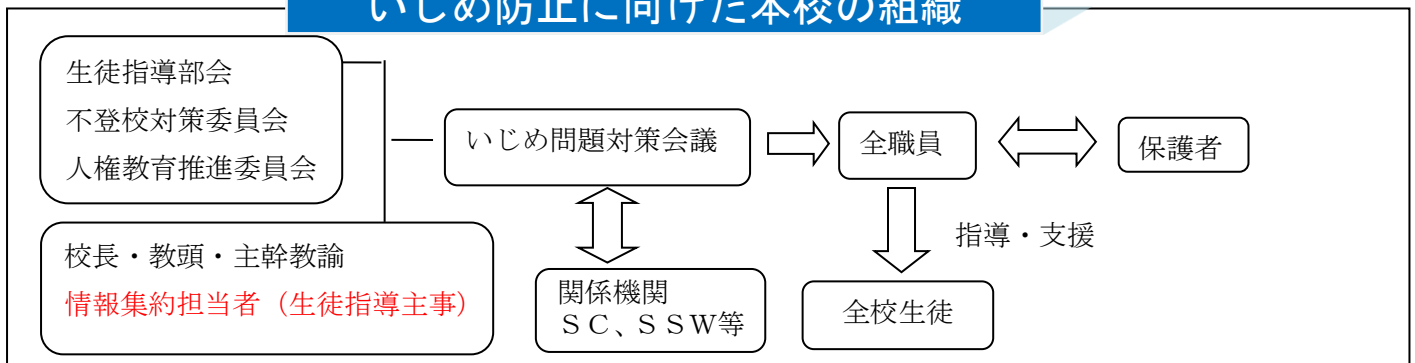
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人・家族・教師等）と連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・保護者と連携するためにつながりのある教職員を中心に即日関係生徒（加害・被害）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

教職員の資質向上

常に指導者としての人権感覚を磨く

(人権教育関係の校内研修の充実。授業研究会の充実・各種研究会等への積極的な参加。指導法の工夫改善)

いじめ防止に向けた本校の組織



基本方針の点検及び評価について

教職員の基本方針の取組に対する自己評価とともに、保護者評価などを学校の評価に取り入れる。また、以下の項目について、客観的かつ適正に評価を行うとともに、学校評議員の意見等も参考にし、次年度の基本方針作成に生かしていく。

- いじめ防止といじめの調査および分析に関わる内容
- いじめの早期発見および再発防止に関わる内容
- いじめ防止に対する本校職員の指導および連携に関する内容
- 関係機関との連携に関わる内容